

令和2年4月1日改訂版

保育園のしおり



すべては子どもたちと
その未来のために

六ツ川西保育園

横浜市南区六ツ川4丁目1 1 5 7番地2

TEL 045-824-4151

FAX 045-824-4836

(災害等により固定電話不通のとき 080-3704-4151 にて通話可能)

Mail 01 : info.mutsukawanishi@suginoko.or.jp

Mail 02 : mutasukawanishi@gmail.com

U R L : <https://suginoko.or.jp/mutsukawa/>



目 次

1	園の概要	1
	(1) 事業者の運営主体	
	(2) 施設の概要	
	(3) 園舎平面図	
	(4) 法人理念	2
	(5) 園目標	
	(6) 保育姿勢	
	(7) クラス編成・保育士配置定員	
	(8) 職員構成	
	(9) 休園日	
	(10) 子どもの権利条約	
2	持ちもの	3
	(1) 入園時にご用意いただくもの	
	(2) その他ご用意いただくもの	4
3	園のきまり	
	(1) 登園留意次項	
	(2) 降園留意事項	
	(3) 登園降園双方にかかる留意事項	5
	(4) きょうだい児の送迎について	
	(5) 服装について	
	(6) 保護者の仕事がお休みのとき	
	(7) 土曜保育の利用について	
	(8) 育児休業中におけるきょうだい児（在園児）の保育園利用について	6
	(9) クラスのウォールポケットの使用について	
4	保育について	
	(1) 一日の流れ	
	(2) 給食等について	
	(3) 保育園の行事	7
	(4) 保育園と保護者との連携について	8
	(5) 障がい児保育について	
5	健康管理	
	(1) 健康診断	
	(2) 病気のときの対応	9
	(3) 予防接種後の登園について	
	(4) 与薬に対する基本姿勢	
	(5) 感染症対策について	

(6) 登園を控えていただく事例	
(7) アタマジラミの駆除協力について	10
(8) 治癒後登園の際に医師が記入した登園許可証明書が必要となる感染症.....	11
(9) 治癒後登園の際に医師の診断を受け、保護者が記入する登園届が必要となる感染症	
(10) 完治するまで、または医師の許可が出るまでは出席停止の感染症.....	12
(11) 送迎者または同居家族が登園許可証明書あるいは登園届が必要となる感染症に罹患 したときの登降園方法	
(12) 怪我をしたとき	
(13) 嘱託医	
(14) 委託歯科医	
(15) 子どもの健康状態の急変における対応	13
6 非常時の対応	
(1) 大規模地震発生の注意情報及び警戒宣言が発令された場合	
(2) 保育時間中に大きな災害が発生した場合	
(3) 地域防災拠点、広域避難場所	
(4) 不審者侵入時の事件防止と対応	
(5) 避難訓練	
7 苦情相談窓口	14
8 保育時間と利用料金	
(1) 開所時間	
(2) 保育標準時間認定に関する保育時間（11 時間）	
(3) 保育短時間認定に関する保育時間（8 時間）	
(4) ならし保育	
(5) 利用料金	15
(6) 支払方法	16
9 緊急時の連絡手段.....	17
(1) 六ツ川西保育園緊急配信メールアドレスについて	
(2) 非常用携帯電話について	
10 その他	
(1) 写真撮影及びビデオ撮影について	
(2) ホームページの写真について	
(3) 撮影した写真の利用について	
(4) 個人情報の取扱いについて	18
(5) クラスの SNS グループに対する園としての方針	
(6) その他	
登園許可証明書	19
登園届	20

1 園の概要

(1) 事業者の運営主体

事業者の名称	社会福祉法人すぎのこ福祉会
事業者の所在地	川崎市麻生区岡上71番地3
事業者の電話番号・FAX	電話番号 044-988-3415・FAX 044-987-8703
代表者氏名	瀬川 謙二郎
定款の目的に定めた事業	第二種社会福祉事業 (1) 保育所の経営 (2) 地域子育て支援拠点事業の経営 (3) 一時預り事業の経営

(2) 施設の概要

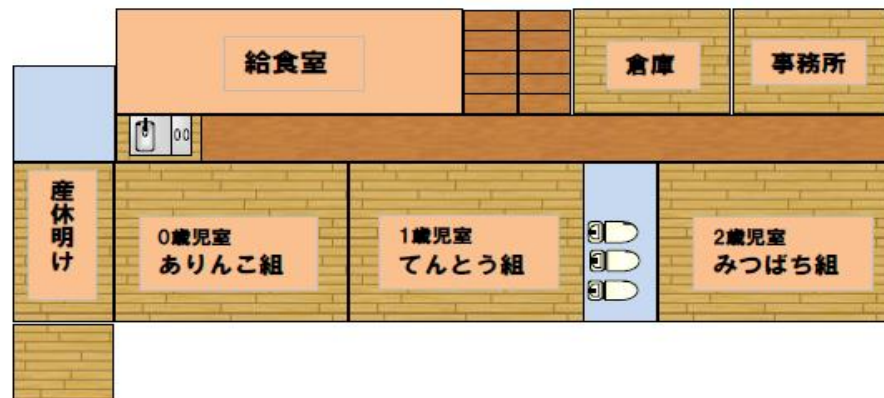
種別	保育所					
名称	六ツ川西保育園					
所在地	横浜市南区六ツ川4丁目1157番地2					
電話番号・FAX	電話番号 045-824-4151・FAX 045-824-4836 (災害等による不通のとき 080-3704-4151)					
施設長氏名	小尾 典孝					
開設年月日	平成18年4月1日					
利用定員(年齢別)	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
	9人	12人	12人	20人	24人	25人
取扱う保育事業	一時保育、延長保育					
事業所番号	1410051016566					

(3) 園舎平面図

2階



1階



(4) 法人理念

すべては子どもたちとその未来のために

(5) 園目標

- ・元気にあそぶ子ども
- ・自分も友達も大切にできる子ども
- ・素直に気持ちを表現し、自発的に、意欲的に活動できる子ども
- ・楽しい園生活をおくり、楽しく食べる子ども

(6) 保育姿勢

- ・子どもの人権に十分配慮し、お互いに尊重する心を育てる保育をする。
- ・子どもを受容し、ひとりひとりの特性と発達をとらえて保育をする。
- ・保護者の気持ちを受けとめながら、適切な支援をしていく。

(7) クラス編成・保育士配置定員

年 齢	ク ラ ス 名	保育士配置定員
0 歳児	ありんこ組	3 名
1 歳児	てんとうむし組	3 名
2 歳児	みつばち組	3 名
3 歳児	ちょうちょ組	2 名
4 歳児	とんぼ組	1 名
5 歳児	かぶとむし組	1 名

(8) 職員構成

園長、主任保育士、保育士、保育補助、栄養士、調理員、看護師、事務員、庁務員

(9) 休園日

ア 日曜日、国民の祝日

イ 年末年始(12月29日～1月3日)

(10) 子どもの権利条約

当園は、我が国が平成6年に批准した「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」に沿い、子どもの基本的人権を保障いたします。

「子どもの権利条約」-4つの柱

ア 生きる権利

子どもたちは健康に生まれ、安全な水や十分な栄養を得て、健やかに成長する権利を持っています。

イ 守られる権利

子どもたちは、あらゆる種類の差別や虐待、搾取から守られなければなりません。紛争下の子ども、障害をもつ子ども、少数民族の子どもなどは特別に守られる権利を持っています。

ウ 育つ権利

子どもたちは教育を受ける権利を持っています。また、休んだり遊んだりすること、様々な情報を得、自分の考えや信じる事が守られることも、自分らしく成長するためにも重要です。

エ 参加する権利

子どもたちは、自分に関係のある事柄について自由に意見を表したり、集まってグループを作ったり、活動することができます。そのときには、家族や地域社会の一員としてルールを守って行動する義務があります。

2 持ちもの

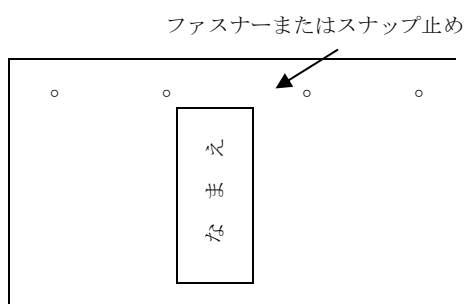
(1) 入園時にご用意いただくもの

NO	年齢 持ち物	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	備 考
1	カバン				1	1	1	リュックサック等
2	口ふきタオル	3	3	1				ハンドタオルの大きさ
3	エプロン	3	3	1				ひもでなくマジックテープでつけるもの
4	汚れ物用袋	2	2	2	1			袋に名前を書き、指定の場所に入れてください ※4才、5才は着替えの引き出しにスーパーの袋等汚れ物入れをご用意ください
5	歯ブラシ				※	1	1	
6	コップ・ コップ入れ		※	1	1	1	1	コップは取っ手がついていて割れない物 コップ入れはコップが入る大きさの巾着袋
7	水筒	3歳～5歳児は毎日持参 (水、お茶等※甘い飲み物以外)					水筒は直接口をつけられるタイプ(ストロー不可)、肩掛ストラップ付きのもの	
8	布団カバー	2	2	2	2	2	2	敷布団・毛布カバーは各1枚。週末に持ち帰り、洗濯をしてください。 ※布団・毛布は、保育園で用意します。
9	バスタオル	1	1	1	1	1	1	夏季の昼寝用です(必要になったらお知らせします)
10	おねしょマット	必要によって						
11	ビニール袋	各自2束			各自1束			クラスで保管して保育や汚れ物等に使用します
12	紙おむつ	必要によって (6～10枚位/日)						一枚ずつ記名してください
13 着替え	肌着	3	3	3	2			※各自のロッカーがありますので、左記の枚数を参考にして着替え用の衣類を入れておいてください。 ※季節にあった衣類を入れてください ※汚れて持ち帰った衣類・汚れ物袋入れも、翌日補充してください。 ※ <u>パンツの着替えがない時は、園の新しいパンツを使用します。代わりに未使用のパンツを返却してください。</u>
	パンツ			5	2			
	シャツ類 トレーナー類	3	3	3	2			
	ズボン類	3	3	3	2			
	体拭き用タオル	2	2	2	1			

※ 衣類、靴、タオル、紙オムツなど全ての持ち物にわかりやすく名前を書いてください。

【持ちもの 図例】

敷布団・毛布のカバー



敷布団・毛布のサイズ

敷布団：120cm×70cm

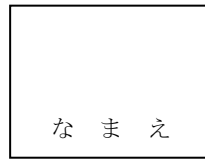
毛 布：115cm×85cm

* 布団カバーは布団のサイズから3cm位の余裕があると布団の掛け外しがしやすいです。

* 一方は全開にしてホック止めにします。

* カバーは2枚あると便利です。

口拭きタオル（０・１・２歳）



大きさはどれもハンドタオルのサイズです（薄手のタオルが使いやすいです。）

（２）その他ご用意いただくもの

- ア 次のものは 担任より指示があったらお持ちください。（１歳児：コップ、３歳児：歯ブラシ）
- イ １歳から５歳児まで園指定のカラー帽子を購入してください。（１枚９００円）
- ウ ３才から５才(ちょうちょ組～かぶとむし組)はクッキング活動を行いますので、スモック・帽子・マスクの用意をお願いします。
- エ ３才から５才(ちょうちょ組～かぶとむし組)は絵本の貸し出しがありますので、絵本が入る位のバッグをご用意ください。（４０cm×３０cm 位）
- オ 乳児は、おしり拭き用に貸おむつ（１枚１６円）を使用しています。月末に集計し、請求いたします。
- カ プールセット、どろんこ遊び等、季節により、ご用意いただくものは、担任からご連絡いたします。
- ※ 幼児の連絡ノートや、１～２歳児のファイルの１冊目は、園で用意いたします。（２冊目以降が必要な方は、園でも購入できます。）

３ 園のきまり

（１）登園にあたっては、次の点に留意してください。

- ア 登園は、９：００までをお願いします。
- イ 保護者または保育園に届け出ている方が付き添って、保育園まで送ってください。
- ウ 登園したら、必ず職員に声をかけてください。
- エ 登降園簿の記入は必ず保護者が行ってください。
- オ 健康状態、その他変わったことがある場合には、担当職員に直接お知らせください。
- カ 欠席の場合やいつもより登園が遅くなる場合は、９：００までにご連絡ください。
- キ 保護者が出張等で通常の勤務先にいないときは、その都度必ず連絡先をお知らせください。

（２）降園にあたっては、次の点に留意してください。

- ア 保護者または保育園に届け出ている方がお迎えに来てください。小中学生の送迎は、事件、事故を防ぐため、お断りしています。

イ 上記の方がお迎えに来られない場合は、「代理の方の名前」と「お迎えに来る時間」を事前にご連絡ください。連絡がない場合は、事故防止のため、代理の方にはお引渡しできませんのでご理解願います。

ウ 降園の場合も、必ず職員に声をかけてください。

エ 登降園簿の記入は必ず保護者が行ってください。

オ 帰りの支度を済ませてから、園庭や固定遊具で遊ぶことは危険です。速やかな降園のご協力をお願いします。

カ お迎えの時間がやむを得ず遅れる場合は、事前にご連絡ください。

(3) 登園降園双方にかかる留意事項

ア 登降園時の門扉の開閉は、保護者が必ず行ってください。特に、帰りは子どもが一人で道路などに飛び出すこともありますので、十分ご注意ください。

イ 送迎時の車・バイク・自転車の駐停車については、近隣の方々の迷惑にならないようご協力ください。なお、当園では送迎時の駐停車場所と走行方向について、近隣住民とルールを決めています。保護者会が配布する文書をご確認ください。

ウ 保育参加を含め保育園の行事へ参加する場合は、車での登降園はご遠慮ください。

(4) きょうだい児の送迎について

朝の送りは下のお子さんから預けてください。その際、上のお子さんは乳児室には入室しないようお願いいたします。お迎えの時は、外階段をご使用いただき、上のお子さんからお迎えください。送迎時は中階段の使用を原則禁止しています。

(5) 服装について

- ・衣服や靴は体に合ったものをご用意ください。
- ・サンダルやクロックスのような履物での登園はご遠慮ください。
- ・スカートやスカート付き、フード付きの衣服は控えてください。
- ・汚れても良い服装で登園してください。

(6) 平日に保護者の仕事がお休みのとき

保育園をご利用いただける時間は、原則として、ご家族の就労及びその通勤により、ご家庭で保育ができない時間帯となっておりますので、平日に保護者の仕事がお休みのときは、ご家族で過ごす時間、ご家庭でゆっくりとされる時間を大切にしてください。なお、理由があり、仕事がお休みであっても保育園を利用されたい場合は、その理由を申し出てください。

(7) 土曜保育の利用について

土曜保育は、お仕事のある日の就労及びその通勤に係る時間帯のみご利用いただけます。保育体制が通常（平日）と異なり、異年齢での合同保育を行っています。

職員体制を整えるために、登園人数の把握が必要となるので、事前（前月の20日まで）に「登園予定表」の提出をお願いしています。

また、就学しているきょうだい児の学校行事などの場合はご家庭での保育にご協力ください。

(8) 育児休業中におけるきょうだい児（在園児）の保育園利用について

育児休業期間中にきょうだい児の在園を継続させるためには、保育園が作成する「意見書」を区役所あてに提出することが必要となります。「意見書」を所望する場合、園長面接において、その必要性や育児休業中の保育園の利用時間等について、確認させていただきます。

保育園としては、この期間を活かし、きょうだい児（在園児）が日中、家族と過ごす時間を持たれることをお勧めしています。

(9) クラスのウォールポケットの使用について

連絡帳、保育園からのお便りやお知らせ、保護者会等のお知らせのなどの配布はクラスのウォールポケットを使用しています。保護者同士の連絡等個人的な使用はご遠慮ください。

4 保育について

(1) 一日の流れ

時間	乳児	幼児
7:00	開園	開園
7:30	保育標準時間（11 時間）開始 順次登園	保育標準時間（11 時間）開始 順次登園
	↓	↓
8:30	保育短時間（8 時間）開始 順次登園	保育短時間（8 時間）開始 順次登園
9:15	おやつ 遊び（室内外）・散歩	遊び（室内外）・課題保育
10:00	遊び	↓
11:30	食事（年齢によって前後します）	食事（年齢によって前後します）
11:45		
12:30	お昼寝 （年齢によって前後します）	お昼寝（年齢によって前後します）
13:00		
	目覚め おやつ	目覚め おやつ
16:00	順次降園	順次降園
16:30	保育短時間終了	保育短時間終了
18:30	保育標準時間終了	保育標準時間終了
20:00	閉園	閉園

※土曜日の閉園時間は、18:30 となります。

(2) 給食等について

給食はお子さんの健全な発育および健康の維持・増進の基盤となります。また、毎日の食生活を楽しむ、食事のマナーを身につけていくということも給食の大きな目的であります。

六ツ川西保育園では、乳児・幼児とも完全給食です。当園の給食業務については、福祉保健センターの指導を受けながら、衛生面に配慮しております。

ア 提供内容一覧

	提供内容			
	午前おやつ	給食		午後おやつ
		主食	副食	
0～2 歳児クラス	○	○	○	○
3～5 歳児クラス	—	○	○	○

※3 歳児クラス以上については、主食代（1,500 円/月）をいただいております。

イ 給食の提供

- (ア) 給食は、園内で調理し、提供します。
- (イ) 給食の内容は、和食を中心とし、季節や行事、年齢（月齢）に合わせ、様々な食体験ができるよう栄養士が献立をたてます。
- (ウ) 使用頻度の高い根菜類（人参、玉ねぎ、じゃが芋等）は有機野菜を使用しています。
- (エ) 乳児は午前おやつ、昼食、午後おやつ、幼児は昼食、午後おやつ、の2回の食事を提供します。
- (オ) 予定献立表は月末に翌月分をお渡しします。
- (カ) 献立は都合により変更することがあります。予めご了承ください。提供した食事は毎日展示しております。（1～15日：事務室前、16日～月末：2階ホール　ただし、6月～9月の間は展示していません。）
- (キ) 保育園での食事は安全面を考慮し、原則加熱調理したものを提供します。
- (ク) 年齢に合わせ、食材を見たり触ったりする体験、調理活動、野菜の栽培及び収穫、食事マナー等の食育を行います。

ウ アレルギー対応について

当園は、横浜市が策定する「保育所における食物アレルギー対応マニュアル」に則り、六ツ川西保育園アレルギー対応マニュアルを策定し、それに基づき、適切な対応に努めています。

- (ア) 食物アレルギーのある（またはその疑いのある）お子さんは医師の診察を受けていただき、その医師の指示の下に給食の提供、保育を行います。
- (イ) 食物アレルギーのために給食や保育について対応が必要な場合は、医師がその指示を記入した『保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表（食物アレルギー、アナフィラキシー）』（以下『生活管理指導表』）を保育園に提出して頂きます。この場合、定期的に（6ヶ月ないし1年に1回）は医師の診察を受け、『生活管理指導表』を提出していただきます。
また、保護者には「食物アレルギー対応票」「緊急時個別対応票」（必要な場合のみ「エピペン®対応票」）の記入、提出をしていただきます。
- (ウ) 保育園での給食は、その『生活管理指導表』をもとに、栄養士が献立を調整します。その調整内容について、毎月、保護者・担任・栄養士で確認します。
- (エ) 保育園での対応に無理がある場合は、お弁当を持ってきていただくこともあります。

エ 給食における鶏卵の扱いについて

厚生労働省によりますと、国内における食物アレルギーは1歳未満の乳児で最も多く発生しているということと、小児期に発生する食物アレルギーのうち、最も多いものが鶏卵であるということが挙げられることから、当園では、0歳児クラスであるありんこ組で提供する食材において、鶏卵を使用しておりません。

また、アレルギーを抱えたお子さんも、皆と同じものを楽しんでほしいという観点から、1歳児クラスから5歳児クラスにおいても、極力、鶏卵の使用頻度を下げる献立にしています。ただし、鶏卵で得られる栄養素は他の食材で補うとともに、美味しさについても十分に配慮しながら給食を手がけてまいります。

(3) 保育園の行事

保育園では、それぞれの年齢や成長発達にふさわしい活動と、生活体験が豊かなものになるよう配慮して実施しています。

また、保護者参加の行事もあります。行事を通して園生活の様子を知るよい機会になりますのでできるだけ参加をお願いします。

ア 詳細の日程につきましては、別途配布する行事予定表及び園だよりをご覧ください。

イ 行事参加の保護者には、園及び園周辺での禁煙にご協力いただいております。

(4) 保育園と保護者との連携について

保護者と保育園は常に連絡を十分に図り、コミュニケーションをとりながら保育をすすめていきます。心配なこと、分からないことはいつでも担任または園長にお尋ねください。

また、懇談会・保育参観・個人面談等に積極的に参加してください。

ア 保育園からの連絡は、「園だより」などの印刷物や掲示等でお知らせしますので、必ず目を通してください。また、毎日、ウォールポケットの配布物をご確認ください。

イ 集団生活では、「かみつき」や「けんか」等のトラブルによりけがをすることもあります。保育園としては十分注意をしていますが、状況を見ながら、双方の保護者にお伝えします。

ウ 緊急時に備え、いつでも連絡が取れるよう、住所、勤務先、電話番号等に変更がある場合は必ずご連絡ください。また保護者のメールアドレスを登録してください。緊急時の対応に使用します。

エ 保育参加をご希望の方は、お早めに日程を担当にご相談ください。

○保育参加の実施は毎年度、5月7日からとなります。

○次の期間、保育参加は受け付けていません。

・ 7月23日～8月31日

・ 12月24日～1月11日

・ 3月18日～3月31日

○行事での保育参加は出来ません。

(5) 障がい児保育について

障がい児の保育につきましては、集団生活を通して健全な発達が図られるように、「共に育ち合うことの大切さ」が実感できる保育を心がけています。

ア 一人ひとりの発達や障がいの状況を把握し、職員と保護者との連携を密にして取り組みます。

イ 必要に応じて、専門機関からの指導や助言を受けながら対応に当たります。

ウ 障がいがある子どもも健常の子どもも一人ひとりの人権を守り、相互理解ができるよう保育を進めます。

5 健康管理

(1) 健康診断

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第60号）に規定する定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて実施しています。

項 目	対 象	内 容 な ど
園 児 健 康 診 断	全園児	年2回(春・秋)嘱託医が行います。
歯 科 健 診	全園児	年2回 委託歯科医が行います。
視 聴 覚 検 査	3、4歳児	年1回行います。
尿 検 査	3-5歳児	年1回行います。
身長・体重の測定	全園児	月1回行います 計測後、健康の記録でお知らせします。

(2) 病気のときの対応

ア お子さんの体質等で気になっていることがある方は、担任にお知らせください。

イ 集団生活をはじめるに当たり、予防接種等は主治医に相談しましょう。

また、予防接種を受けたときは担任にお知らせください。

ウ 病気の場合は主治医に相談しましょう。特に、感染症にかかった場合には医師の指示に従ってください。

※ 感染症によっては、出席停止期間がありますので、登園許可証が必要です。

エ 保育中の発熱やいつもと様子が違う場合には、保護者に様子をお伝えします。

(37.5度以上がご連絡の目安です) また、お迎えをお願いすることもあります。

オ 病後回復期に家庭で薬を飲んでから登園した場合は、担任にお知らせください。

(3) 予防接種後の登園について

接種後は副反応が現われることがあるため、原則は園をお休みする日または降園後の予防接種をお願いします。

(4) 与薬に対する基本姿勢

急性の病気では、本来保護者による日常的な看護が必要で、保育園にいる間に薬を服用しなければならない状態は登園にふさわしくないものとします。従って、いわゆる『かぜ薬』と称される薬、すなわちせきや鼻水、下痢など、急性疾患に対する薬は、抗生物質も含めて園での与薬の対象にはなりません。

ただし、保護者は、抗けいれん剤、心疾患用薬剤、食物アレルギーの予防薬など、慢性疾患を抱える園児がどうしても決まった時間に投薬することが必要であると医師が判断する薬に限り、保護者が記載した「与薬依頼書」に「主治医意見書」を添え、与薬を依頼することができます。

塗り薬などの外用薬については、医師が処方した薬で、保育園にいる間にもどうしても外用する必要がある場合のみ許可することとし、市販の一般薬は原則として認めません。

以上、日本保育園保健協議会の平成12年9月の統一見解に基づき、上記のとおり基本姿勢を定めています。

(5) 感染症対策について

感染症または食中毒が発生、またはまん延しないように、国の「保育所における感染症対策ガイドライン」及び横浜市園医の手引きに則り、感染症及び食中毒の予防のための衛生管理を適切に実施します。

ア 感染罹患児の登園基準の明確化

イ 排泄にかかわる衛生の徹底

ウ 環境整備

エ 食中毒の予防

オ 予防接種状況を把握

カ 園児に対する健康教育

(6) 登園を控えていただく事例（「保育所における感染症対策ガイドライン」（厚生労働省））

当園では、病児保育の機能がないため、感染症まん延防止のためにも、次の事例におきましては、厚生労働省が定める「保育所における感染症対策ガイドライン」に沿い、登園を控えていただくこととなります。

ア 発熱時*発熱期間と同日の回復期間が必要

- (ア) 朝から 37.5℃を超えた熱とともに元気がなく機嫌が悪い、食欲がなく朝食・水分が摂れていない
- (イ) 24 時間以内に解熱剤を使用している
- (ウ) 24 時間以内に 38℃以上の熱が出ていた
- * 1 歳以下の乳児の場合（上記にプラスして）・平熱より 1℃以上高いとき（38℃以上あるとき）

イ 下痢時

- (ア) 24 時間以内に 2 回以上の水様便がある
- (イ) 食事や水分を摂ると下痢がある（1 日 4 回以上の下痢）
- (ウ) 下痢に伴い、体温がいつもより高めである
- (エ) 朝、排尿がない・機嫌が悪く、元気がない
- (オ) 顔色が悪くぐったりしている

ウ 嘔吐の時

- (ア) 24 時間以内に 2 回以上の嘔吐がある
- (イ) 嘔吐に伴い、いつもより体温が高めである
- (ウ) 食欲がなく、水分をほしがらない
- (エ) 機嫌が悪く、元気がない
- (オ) 顔色が悪くぐったりしている

エ 咳の時*前日に発熱がなくても

- (ア) 夜間しばしば咳のために起きる
- (イ) 喘鳴や呼吸困難がある
- (ウ) 呼吸が速い
- (エ) 37.5℃以上の熱を伴っている
- (オ) 元気がなく機嫌が悪い
- (カ) 食欲がなく昼食・水分が摂れない
- (キ) 少し動いただけで咳がでる

オ 発しんの時

- (ア) 発熱とともに発しんのあるとき
- (イ) 今までになかった発しんが出て、感染症が疑われ、医師より登園を控えるように指示されたとき
- (ウ) 口内炎のため食事や水分が摂れないとき
- (エ) とびひ（患部が広がり覆えないとき）

(7) アタマジラミの駆除協力について

アタマジラミは、季節に関係なく、また、清潔にしているとも発生します。

アタマジラミは、帽子や衣類を介して感染するものであり、かゆみを伴いますので、頭を度々かいていたら気をつけて見てください。

保育園でアタマジラミを見つけたら、集団感染を防ぐため、園内に周知します。その際、アタマジラミが収束するまでの間、毎日布団カバーを交換していただくことをお願いしています。（布団カバーは洗濯後、アイロンをかけ、熱処理をしてください。）

また、子どもの状態によっては、お休みしていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

(8) 治癒後登園の際に医師が記入した登園許可証明書が必要となる感染症

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻疹（はしか）	発症 1 日前から発しん出現後の 4 日後まで	解熱後 3 日を経過してから
インフルエンザ	症状が有る期間（発症前 24 時間から発病後 3 日程度までが最も感染力が強い）	発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後 2 日を経過するまで（幼児（乳幼児）にあっては、3 日を経過するまで）
風しん	発しん出現の前 7 日から後 7 日間くらい	発しんが消失してから
水痘（水ぼうそう）	発しん出現 1 ～ 2 日前から痂皮形成まで	すべての発しんが痂皮化してから
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症 3 日前から耳下腺腫脹後 4 日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから 5 日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで
結核		医師により感染の恐れがないと認められるまで
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等症状が出現した数日間	主な症状が消え 2 日経過してから
流行性角結膜炎	充血、目やに等症状が出現した数日間	感染力が非常に強いいため結膜炎の症状が消失してから
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後 3 週間を経過するまで	特有の咳が消失するまでまたは 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111 等）	—	症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48 時間をあけて連続 2 回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの
急性出血性結膜炎	—	医師により感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	—	医師により感染の恐れがないと認めるまで

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については（－）としています。

(9) 治癒後登園の際に医師の診断を受け、保護者が記入する登園届が必要となる感染症

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後 1 日間	抗菌薬内服後 24～48 時間が経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発生した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑（りんご病）	発しん出現前の 1 週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎（ノロ、ロタ、アデノウイルス等）	症状のある間と、症状消失後 1 週間（量は減少していくが数週間ウイルスを排出しているので注意が必要）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間（便の中に 1 ヶ月程度ウイルスを排出しているので注意が必要）	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
R S ウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	水疱を形成している間	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化していること
突発性発しん	—	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については（－）としています。

- (10) 完治するまで、または医師の許可が出るまでは出席停止の感染症
ジフテリア・ペスト・ポリオ・ラッサ熱・エボラ・アポロ熱・コレラ・赤痢・腸チフス・
パラチフス等
- (11) 送迎者または同居家族が登園許可証明書あるいは登園届が必要となる感染症に罹患した
ときの登降園方法

- ア 感染症に罹患した保護者、きょうだい児が登降園に付き添う場合
○正門での受入れ引渡しを行います。
- イ 登降園に付き添う方が感染症に罹患していない場合
○テラスにて受入れ引渡しを行います。 (保育室には入れません)

上記取組みにあたり、園児のみならず同居のご家族が「登園許可証明書」あるいは「登園届」が必要となる疾患にかかった場合も園にご連絡くださるようお願いいたします。

なお、「お腹の風邪」や「胃腸炎」等と診断された場合も、上記と同様の対応とし、「登園届」の提出をお願いします。

また、当該期間は可能であれば、9:00-16:00 の保育利用のご協力をお願いします。

- (12) 怪我をしたとき

保育園では日頃から細心の注意を払い怪我防止に努めています。万一怪我をした場合は、応急対応・連絡・報告など職員全員が適切に対応できるよう次のようにしています。

ア 受診した方がよいと判断したとき

(ア) 保護者に連絡を入れると同時に、応急処置をして病院へ連れて行きます。

※その場合、希望する病院があればお知らせください。

(イ) 保護者にも、できるだけ病院へ来ていただきたいと思います。

(ウ) 緊急の場合は、救急車対応といたします。

(エ) 外見上には変化がないのに痛がっていたりするなど、受診した方がよいか判断に迷いがある場合には、大事をとって受診します。

イ 受診の必要はないと判断したとき

(ア) 怪我の状況(軽症)により、洗浄、消毒、冷やすなどの手当てをします。

(イ) 保護者への連絡は、お迎えのときに怪我をした状況やその処置などお伝えします。

- (13) 嘱託医

以下の医療機関(小児科・内科)と嘱託医契約を締結しています。

医療機関の名称	宇南山小児科医院
医 院 長 名	宇南山 貴男
所 在 地	横浜市南区永田北3-36-5
電 話 番 号	045-714-1036

- (14) 委託歯科医

次の医療機関(歯科)と委託歯科医契約を締結しています。

医療機関の名称	たけなが歯科クリニック
医 院 長 名	竹長 博史
所 在 地	横浜市戸塚区平戸494-2 EGNハイツ1F
電 話 番 号	045-828-1800

(15) 子どもの健康状態の急変における対応

子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、お子さまの保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡します。また、嘱託医または子どもの主治医に相談する等の措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育所が責任を持って、しかるべき対応を行いますので、あらかじめ御了承願います。

6 非常時の対応

(1) 大規模地震発生の注意情報及び警戒宣言が発令された場合

ア 警戒宣言が発令されると同時に、解除が発令されるまで、保育園は「休園」となります。

イ 保育時間中に発令された場合は、速やかに保護者のお迎えをお願いします。

ウ やむを得ず、お迎えが遅れる方の園児は、保育園でお預かりします。

(2) 保育時間中に大きな災害が発生した場合

ア 原則的には保育園で迎えをお待ちしています。

イ 災害の状況によっては、保護者へ連絡ができないことも考えられますので、情報を入手次第、早急にお迎えをお願いします。また、あらかじめ保育園で指定している避難場所や震災時避難場所(地域防災拠点)・広域避難場所に移動することがあります。この場合は、保育園の入り口に掲示するとともにホームページでも情報提供を行っていきます。

(トップページから「緊急時Twitter & LINE@」をクリックし、情報を確認してください。)

ウ 園児の引渡しは届け出ている方にしますが、確認のために家庭連絡表に記載していただきます。(園児名、引取人名、月日、時間等)家庭連絡表に毎年記入していただきます。

(3) 地域防災拠点、広域避難場所

保育所近隣の地域防災拠点、広域避難場所は次のとおりです。

地域防災拠点	六つ川西小学校
広域避難場所	こども医療センター一帯

(4) 不審者侵入等の事件防止と対応

ア 園児の安全確保を第一に、日頃から防犯訓練を実施しています。

イ 定期的な園舎の見回りをはじめ、それぞれ区の警察署とも連携して情報交換やパトロールをお願いします。

ウ 保護者に確実に連絡ができるよう、連絡先は常に明確にしておいてください。万一の場合には、お迎えをお願いすることもあります。

(5) 避難訓練

ア 災害時に備えて職員による組織づくりを行い、その役割を分担しています。

イ 子どもの発達に応じて避難訓練の目的や意義を理解させ、毎月1回、地震・火災を想定した訓練を行います。

ウ 消防署と連携して子どもにも分かりやすい防災訓練を行います。

7 苦情相談窓口

要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

相談・苦情解決責任者	氏名 園長 小尾 典孝 電話番号 045-824-4151（六ツ川西保育園）	
相談・苦情受付担当者	氏名 主任保育士 松尾 恵 主任保育士 高木 洋子 電話番号 045-824-4151（六ツ川西保育園）	
第三者委員	荒木 由美子	電話番号 045-721-5555
	足立 尚子	電話番号 045-713-0112

※ 意見・苦情は、開園時間内において随時受け付けます。

直接、苦情受付担当者に申し出るか、玄関の入り口に設置してある「意見箱」に意見・苦情をお寄せください（匿名可）。

8 保育時間と利用料金

（1）開所時間

月曜日から金曜日	午前7時00分から午後8時00分まで
土曜日	午前7時00分から午後6時30分まで

（2）保育標準時間認定に関する保育時間（11時間）

月曜日から金曜日の保育時間（11時間）	午前7時30分から午後6時30分まで
土曜日の保育時間（11時間）	午前7時30分から午後6時30分まで
延長保育時間	朝：午前7時00分から午前7時30分まで 夕：午後6時30分から午後8時00分まで ※土曜日は「夕」の延長保育はなし

（3）保育短時間認定に関する保育時間（8時間）

月曜日から金曜日の保育時間（8時間）	午前8時30分から午後4時30分まで
土曜日の保育時間（8時間）	午前8時30分から午後4時30分まで
延長保育時間	朝：午前7時00分から午前8時30分まで 夕：午後4時30分から午後8時00分まで ※土曜日の「夕」延長保育は午後6時30分まで

（4）ならし保育

当園では、入園間もない園児が園に慣れるための配慮として、「ならし保育」を行っています。「ならし保育」の日数や時間帯は、ご家庭の就労状況に応じて無理のないように保護者と相談の上、決めていきますが、目安につきましては次の表のとおりとなります。

	0歳児～3歳児クラス	4歳児・5歳児クラス
1日目	午前9時00分から午前11時00分まで	
2日目	午前8時30分から午前11時30分まで ・給食を食べる	平常保育
3日目	午前8時30分から午後3時30分まで ・給食を食べる ・午睡をする ・おやつを食べる	
4日目	平常保育	

※ 休職中・求職中の方は一週間を目安といたします。

(5) 利用料金

ア 利用料金一覧表

利用料（利用者負担）	保護者が居住する市町村が定める利用料 ※幼児教育・保育の無償化に伴い、下記のとおり無償 2号認定：全ての児童を対象に無償 3号認定：全ての市民税非課税世帯を対象に無償																												
2号認定こどもに係る給食費	主食費 月額 1,500円 副食費 月額 4,500円																												
延長保育料	(1) 延長保育料額（月額） ア 単価 <table><tr><td>基本単価</td><td>30分あたり 1,700円</td></tr><tr><td>10日以内利用</td><td>30分あたり 850円</td></tr></table> ※30分単位で算定します。 ※あらかじめ延長保育の時間を15分単位でお申込みされた場合は、30分あたり金額から按分します。 (臨時延長では適用されません。） イ きょうだい児減免 <table><tr><td>第2子</td><td>50%減免</td></tr><tr><td>第3子</td><td>100%減免</td></tr></table> ※保育料と同じきょうだい区分を適用します。 ※計算後、10円未満の金額は切り捨てます。 ウ AB階層減免 <table><tr><td>AB階層</td><td>50%減免</td></tr></table> ※計算後、10円未満の金額は切り捨てます。 (2) 延長保育 間食代・夕食代（月額） <table><tr><td></td><td colspan="2">間食代</td></tr><tr><td></td><td>1月利用</td><td>10日以内</td></tr><tr><td>AB階層</td><td>1,250円</td><td>620円</td></tr><tr><td>CDE階層</td><td>2,500円</td><td>1,250円</td></tr></table> (3) 臨時延長保育料額 ア 単価 <table><tr><td>基本単価</td><td>30分あたり 300円</td></tr><tr><td>間食代</td><td>1食あたり 120円</td></tr></table> ※30分単位で算定します。 ※延長保育料額（月額）を上限月額とします。 (4) 開園時間外保育料額 ア 単価 <table><tr><td>基本単価</td><td>30分あたり 1,250円</td></tr></table> ※30分単位で算定します。 ※開園時間内での送迎が原則となります。	基本単価	30分あたり 1,700円	10日以内利用	30分あたり 850円	第2子	50%減免	第3子	100%減免	AB階層	50%減免		間食代			1月利用	10日以内	AB階層	1,250円	620円	CDE階層	2,500円	1,250円	基本単価	30分あたり 300円	間食代	1食あたり 120円	基本単価	30分あたり 1,250円
基本単価	30分あたり 1,700円																												
10日以内利用	30分あたり 850円																												
第2子	50%減免																												
第3子	100%減免																												
AB階層	50%減免																												
	間食代																												
	1月利用	10日以内																											
AB階層	1,250円	620円																											
CDE階層	2,500円	1,250円																											
基本単価	30分あたり 300円																												
間食代	1食あたり 120円																												
基本単価	30分あたり 1,250円																												
その他	(1) クラス別カー帽子代 実費相当額（1枚あたり900円） (2) 園外保育バス代 実費相当額 (3) お尻拭き布ナツ代 実費相当額（1枚あたり16円） (4) クレヨン、はさみ等道具代（3歳児クラスのとき） 実費相当額 (5) ピアノ吹口代（5歳児クラスのとき） 実費相当額 (6) 保育参加時保護者給食代（1食あたり350円）																												

イ 臨時延長保育料

(ア) 臨時延長保育料金

月 2 回までの臨時的な延長保育利用を「臨時延長保育」とみなします。

A 臨時延長保育料額（日額）

a 単価

基本単価	30 分あたり	300 円
間食代	1 食あたり	130 円

※30 分単位で算定します。

※延長保育料額（月額）を上限月額としますが、基本単価及び間食とも、月に 3 回の利用から、「5 利用料金」に記載した通常の延長保育料金の額となりますので、ご注意ください。

b 徴収利用例

- 例 1) 30 分延長が月 2 回利用の場合（全て間食あり）、基本単価 600 円、間食代 260 円、計 860 円となります。
- 例 2) 30 分延長が月 3 回利用の場合（全て間食あり）、基本単価 850 円、間食代 1,250 円、計 2,100 円となります。
※ 上記事例は、月 3 回以上 10 回以内の利用となるため、基本単価及び間食代は、1 月利用の半額である「10 日以内」料金となります。
- 例 3) 30 分延長が月 3 回利用の場合（2 回間食あり）、基本単価 850 円、間食代 260 円、計 1,110 円となります。

(イ) 臨時延長保育を利用するにあたってのルール

A 間食の当日キャンセルは 1 回利用したとみなします。

B 通常の延長保育の利用申込みについては、保護者が申し出ない限り、継続扱いとなります。
ただし、利用していないのに料金を徴収することはありません。

C 18:30 以降のお迎えは事務所側玄関からお入りください。

D 18:30 以降は、2 階保育室への出入りはご遠慮ください。

E 通常の延長保育及び臨時的な延長保育を利用する方の布団カバーについて、5 歳児は金曜日に子ども自身が外し、3、4 歳児は保護者が外します。

(3、4 歳児は、金曜日のお迎えが 18:30 以降になる場合は、翌週の登園初日の送り時に布団カバーを外してください。)

また、新しいカバーは土曜日利用の方は土曜日の夕方に、それ以外の方は月曜日の朝にかけてください。

(6) 支払方法

保護者が居住する市町村に支払う保育利用料以外につきましては、直接、次の方法により、六ツ川西保育園にお支払いただくこととなります。

ア みずほファクター（みずほ銀行代金回収サービス）

※前月分の主食代、延長保育料などを当月 26 日にご指定の銀行口座から引き落とします。

イ 現金支払い

※入園児帽子代、臨時延長保育料等、上記みずほファクターでの支払以外の料金をその都度、現金にて請求させていただきます。

9 緊急時の連絡手段

(1) 六ツ川西保育園 緊急配信メールアドレスについて

緊急時や運動会の雨天での連絡等にメールで配信いたしますので、下記アドレスを登録してください。また、下記アドレスからメール受信ができるよう、機器の設定をお願いします。

ア info.mutsukawanishi@suginoko.or.jp

イ mutsukawanishi@gmail.com

件名：情報提供希望

本文：クラス名、児童氏名（※きょうだい児はまとめて1通で）

上記のとおり設定の上、送信ください。確認完了次第、その旨返信いたします。

なお、六ツ川西保育園では、災害に限らず、緊急にお伝えしたいことは、ホームページでも情報提供を行っていきます。（トップページから「緊急時Twitter & LINE@」をクリックし、情報を確認してください。）

また、ホームページでは、普段のお子さんの様子なども紹介していきますので、是非、お手持ちのPCやスマホなどにURLをお気に入り登録し、定期的に関覧して下さるようお願いいたします。



まずはQRコード

(2) 非常用携帯電話について

台風時など停電になった場合に園の固定電話及びFAXが機能しなくなりますので、その際、園への連絡は次の携帯電話あてにお願いします。

お約束として、災害等による停電などで園の固定電話が通話不能と見込まれる際にご使用ください

六ツ川西保育園携帯電話（非常用） 080-3704-4151

10 その他

(1) 写真撮影及びビデオ撮影について

保育園では個人的な撮影は禁止となっています。（ただし、下記枠内の行事を除く。）

なお、園では小学校、中学校などと交流を持ち、相互に訪問をしたり、保育体験の場を提供したり連携をしており、ときにより、付き添いの教諭が園児の写真やビデオを撮ります。また、保護者会では、園行事を専門業者に撮影依頼し、希望者が写真を購入できることとなっておりますので、撮影を希望されない方はあらかじめ、園長に申し出てください。

撮影可 移動動物園・誕生会・リズム発表・運動会・おたのしみ会・卒園を祝う会
(通常の保育参観中の撮影はお断りしています。)

(2) ホームページの写真について

個人が写っている写真等を用いる場合、保護者様にご承諾いただいた児童のみを掲載していくこととします。なお、事前に「ホームページやパンフレット等への掲載に関する同意書」をご提出していただいております。

(3) 撮影した写真の利用について

保育園で撮影された写真は、写っている子どもの保護者の許可なく、他者へ譲渡することや、SNSなどに使用することを固く禁じます。

(4) 個人情報の取扱いについて

当園では取得した個人情報は、第三者によって不当に扱われることがないように適切に管理いたします。第三者への個人情報の開示は原則としていたしません。次の場合は開示することがあります。

ア 保護者の承諾がある場合

イ 法令により開示を求められた場合

ウ 行政機関や嘱託医、その他保育所運営に必要な業務委託先(個人情報の保護に関する確認書を締結した委託先)等に個人情報を提供する場合

(5) クラスの SNS グループに対する園としての方針

ア 園の運営や行事の進め方などにご意見がありましたら、クラスの SNS グループで意見をまとめるのではなく、直接、ご自身のご意見を園にお申し出ください。

園としては、例えお一人のご意見であっても真摯に聞き取り、全体のことを考えた上で判断してまいります。

イ 保護者としてクラス全体の保護者に行き渡らせたい情報がありましたら、その要旨をプリント用紙等にまとめていただき園にご相談ください。内容を精査し、クラスに掲示させていただくか、園として改めてお便りなどを作成し周知を図るよういたします。

ウ クラスの SNS グループにおいて、事前に SNS にアップすることの了解を取っていない子どもが写った画像を投稿しないでください。ご家族の意思に関わらず、個人情報たる写真が外部に流出することがないようにご配慮ください。

上記については、無論、皆様の SNS による個人的なつながりを否定するものではありませんが、保護者には、SNS をやらない方、母国語が異なる方及び様々なご意見をお持ちの方がいらっしゃることを踏まえて定めた当方針をご理解ください。

(6) その他

ア 車で送迎は、別途配布する注意事項に従ってください。

イ 他の利用者に対する一切の宗教活動、政治活動及び営利活動はお止めください。

ウ 園駐車場等に駐車されたときの盗難、事故等の責任を園が負うことはありません。

〔医師用〕

※主治医様 下記太枠内を御記入願います。

登園許可証明書	
六ツ川西保育園園長	
入所児童氏名	
病名「	
年 月 日 から症状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので 登園可能と判断します。	
年 月 日	
医療機関名	
医 師 名 印またはサイン	

保育所は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、子どもたちが一日快適に生活できるよう、下記の感染症について登園許可証明書の提出をお願いします。

感染力のある期間に配慮し、子どもの健康回復状態が集団での保育所生活が可能な状態となつてからの登園となるようにご配慮ください。

○ 医師が記入した意見書が必要な感染症

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻疹（はしか）	発症 1 日前から発疹出現後の 4 日後まで	解熱後 3 日を経過してから
インフルエンザ	症状がある期間（発症前 24 時間から発病後 3 日程度まで最も感染力が強い）	発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後 2 日を経過するまで（幼児（乳幼児）にあっては、3 日を経過するまで）
風しん	発しん出現の前 7 日から後 7 日間くらい	発しんが消失してから
水痘（水ぼうそう）	発しん出現 1～2 日前から痂皮形成まで	すべての発しんが痂皮化してから
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症 3 日前から耳下腺腫脹後 4 日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから 5 日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで
結核		医師により感染の恐れがないと認められるまで
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等症状が出現した数日間	主な症状が消え 2 日経過してから
流行性角結膜炎	充血、目やに等症状が出現した数日間	感染力が非常に強いいため結膜炎の症状が消失してから
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後 3 週間を経過するまで	特有の咳が消失するまでまたは 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
腸管出血性大腸炎感染症（O157、O26、O111 等）	—	症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48 時間をあけて連続 2 回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの
急性出血性結膜炎	—	医師により感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	—	医師により感染の恐れがないと認めるまで

<保護者用>

登園の際には、下記の登園届の提出をお願いいたします。

なお、登園のめやすは、子どもの全身状態が良好であることが基準となります。

登 園 届（保護者記入）	
六ツ川西保育園園長	入所児童氏名 _____
病名『 _____ 』と診断され、 年 月 日 医療機関名【 _____ 】 （医療機関連絡先： _____ - _____ ）において 病状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので登園いたします。	

保護者名 _____

印またはサイン _____

保育園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことはもちろん、子どもたちが一日快適に生活できることが大切です。

保育園児がよくかかる下記の感染症については、登園のめやすを参考に、かかりつけの医師の診断にしたがい、登園届の提出をお願いいたします。なお、保育園での集団生活に適應できる状態に回復してから登園するようにご配慮ください。

○医師の診断を受け、保護者が記入する登園届が必要な感染症

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後 1 日間	抗菌薬内服後 24～48 時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発生した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑（リンゴ病）	発しん出現前の 1 週間	全身状態が良いこと
ウィルス性胃腸炎（ノロ、ロタ、アデノウイルス等）	症状のある間と、症状消失後 1 週間（量は減少していくが数週間ウィルスを排泄しているので注意が必要）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性輝の数日間（便の中に 1 ヶ月程度ウィルスを排泄しているので注意が必要）	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
R S ウィルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	水疱を形成している間	すべての発しんが痂皮化してから
突発性発しん	—	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと